

大阪大学微生物病研究所同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は、大阪大学微生物病研究所同窓会と称する。

第2条 本会の所在地を、大阪府吹田市山田丘3-1大阪大学微生物病研究所内とする。

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、大阪大学微生物病研究所の発展に寄与することを目的とし、平成15年12月5日に再発足する。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 親睦会の開催
- (2) 研究所関連の歴史的資料の蒐集と保存・展示及び美術展、学術講演会、研究会の開催
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な集会及び事業

第2章 会員

第5条 本会は、次の会員を持って組織する。

- (1) 正会員 大阪大学微生物病研究所の教職員、大学院生、研究生、各種研究員及びこれらに準ずる者、並びにこれらと同一の職等にあつた者

- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する団体又は個人で正会員以外の者

第6条 会員は、年会費1,000円、もしくは終身会費10,000円を収めるものとする。

第7条 会員は、住所等の変更が生じた場合は、速やかに本会事務局に連絡する。

第3章 役員

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名（大阪大学微生物病研究所長）
- (2) 監事 2名
- (3) 運営委員 若干名

2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

3 監事は、本会の会計を監査するものとし、正会員の中から役員会において選出する。

4 運営委員は、本会の運営を円滑に行うための職務を行うものとし、必要に応じて会長が委嘱する。

第9条 会長以外の役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の役員は、再任を妨げない。

第4章 会議

第10条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第11条 総会は、本会運営に関する重要事項について審議する。

2 総会は、定例総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

3 定例総会は年1回、臨時総会は役員会が必要と認めたときに開催する。

第12条 役員会は、必要に応じ開催するものとし、本会の要務について協議する。

第5章 会計

第13条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第14条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条 監事は、毎年度末に会計を監査し、役員会の承認を得なければならない。

第16条 本会の資産は会長が管理する。

第6章 その他

第17条 正会員が死亡した場合は、同窓会一同名の弔電を打つことができる。

第18条 微生物病研究所離職時に教授であった正会員が死亡した場合は、同窓会一同名で供花をすることができる。

第19条 この会則に定める以外の事業に係る経費支弁については、役員会の承認を得なければならない。

附 則

1 この会則は、平成15年12月5日から施行する。

2 大阪大学微生物病研究所同窓会々則（昭和34年10月15日制定）は廃止する。

附 則

この改正は、平成17年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年2月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年7月9日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月19日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年12月13日から施行する。